

自治推進委員及び町内会・自治会の長の引継ぎに際しての確認事項

年度の切り替えに際し、自治推進委員を引き継がれる方は、以下の内容についてご確認ください。

1 自治推進委員の変更に伴う手続きについて

(1) 自治推進委員の任期について

令和6年度より新たに自治推進委員になられる方の任期は、
令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年）となります。

【参考】自治推進委員の交代がない方の任期

令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年）

任期の途中で退任される場合（町内会等の長と自治推進委員の任期がずれている場合等）は、「退任届」の提出が必要となります。

(2) 提出書類の様式取得について

以下のいずれかの方法でも取得可能ですのでご活用ください。

①山形市公式ホームページよりダウンロードをし、印刷してください。

ホームページ 「自治推進委員について」内 → 各種様式に掲載

※トップページで『自治推進委員』と検索してください。

②自治推進委員の手引きをコピーしてください。

「令和5年度版自治推進委員／町内会・自治会活動の手引き」をご参照ください。

50ページ「自治推進委員承諾書（兼）情報提供同意書」

51ページ「退任届」

2 退任の方への感謝状贈呈及び新任の方への委嘱状の交付について

(1) 退任者

ア 2年以上務められて退任される方：市長感謝状

イ 6年以上務められて退任される方：市長感謝状、記念品

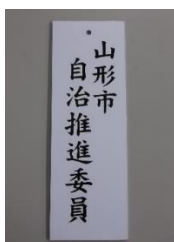
(2) 新任者

新たに自治推進委員になられた方へ委嘱状を交付します。

3 「プレート」及び「き章」の引継ぎについて

自治推進委員の交代の際には、「プレート」及び「き章」を後任の方へ引き継いでくださるようお願いいたします。

<プレート>



<き章>



※ 紛失等がありましたら、
広報課地域振興係まで
ご相談ください。

4 町内会・自治会の役員等への感謝状贈呈について

自治推進委員だけでなく、役員として町内会・自治会の発展に長年尽力され、その功績が顕著であった方には、市長感謝状をご準備しますので、以下の通り手続きのうえ、各町内会・自治会の総会などの場で贈呈をお願いします。

(1) 表彰対象者

町内会・自治会の会長、副会長、会計、庶務などの役員を5年以上勤めて退任される方で、地域振興に功績があったと認められる方。

(2) 候補者の推薦 及び 受け取り方法

町内会等の代表者名にて、「自治活動功労者推薦書」を広報課へ提出してください。推薦書の受理後、感謝状を作成しますので、贈呈日の14日前までを目安に提出してください。

準備が整い次第ご連絡しますので、広報課まで受取りにお越しくください。

(3) 提出書類の様式取得について

以下のいずれかの方法でも取得可能ですのでご活用ください。

①山形市公式ホームページよりダウンロードをし、印刷してください。

ホームページ 「自治推進委員について」内 → 各種様式に掲載

※トップページで『自治推進委員』と検索してください。

②自治推進委員の手引きをコピーしてください。

「令和5年度版自治推進委員／町内会・自治会活動の手引き」をご参照ください。

54ページ「自治活動功労者推薦書」

5 LINE を登録いただいている自治推進委員の方へ

LINE を登録いただいている自治推進委員の方で、この度退任される方は、広報課にて登録削除をさせていただきます。新たに自治推進委員になられる方につきましては、改めて登録方法についてお知らせいたします。

6 令和6年度公衆街路灯電気料補助申請の準備について

町内会・自治会・商店街等で所有・維持管理している公衆街路灯に係る電気料金に対する補助金を交付いたします。

(1) 補助対象

町内会・自治会等が維持管理している街路灯や防犯灯で、補助年度の4月時点で設置されているもの。

(2) 補助金額

令和6年4月分の電気料金（公衆街路灯A契約）を基に、1年分を算定した金額

(3) 申請について

補助に関する申請書等は、5月中頃に発送いたしますのでご承知おきください。

【担当】

山形市総務部広報課 地域振興係

TEL：641-1212（内線）230 FAX：641-2535

e-mail:kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp